

御案内と参加のお願い

「ホワイト物流」推進運動

～荷主企業と物流事業者が相互に協力して物流を改善していこう～

「ホワイト物流」推進運動とは？

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現

物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。

期待できる効果

「ホワイト物流」推進運動への参加で、下記のような効果が期待できます！

- ✓ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- ✓ 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- ✓ 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- ✓ 企業の社会的責任の遂行 等



23団体で共同宣言を実施し、「ホワイト物流」推進運動への賛同表明を推奨しています
埼玉県、財務省 関東財務局、厚生労働省 埼玉労働局、農林水産省 関東農政局、経済産業省 関東経済産業局、国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局
一般社団法人埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、一般社団法人埼玉県経営者協会、埼玉経済同友会、
一般社団法人埼玉中小企業家同友会、一般社団法人埼玉県銀行協会、国立大学法人埼玉大学、日本労働組合総連合会埼玉県連合会、
埼玉県消費者団体連絡会、埼玉生団連、一般社団法人埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会、ヤマト運輸株式会社 北関東総括、
佐川急便株式会社 北関東支店、日本郵便株式会社 関東支社、日本貨物鉄道株式会社 関東支社

「ホワイト物流」推進運動への参加の流れ

① 運動の趣旨への御賛同

「ホワイト物流」推進運動の趣旨と下記の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。賛同企業名は公表いたします。

「自主行動宣言」の必須項目

取組方針

事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

法令遵守への配慮

法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

契約内容の明確化・遵守

運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

② 自社で取り組む項目を選定

これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目について、以下の推奨項目を参考に、検討をお願いします。

※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目を公表するか否かは任意で、随時変更が可能です。

「ホワイト物流」推進運動の推奨項目（一部抜粋）

A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離
- ・ 集荷先や配送先の集約 他

B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃油サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化



C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用



D. 安全の確保

- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・ 宅配便の再配達への削減への協力
- ・ 協力引越時期の分散への協力他

F. 独自の取組

- ・ 独自の取組



詳細は「ホワイト物流」推進運動の推奨項目リストを参照下さい

運動への詳しい参加方法等についてはポータルサイトをご参照下さい。



「ホワイト物流」推進運動



<https://white-logistics-movement.jp/>

【問い合わせ先】

「ホワイト物流」自主行動宣言について
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
電話:048-624-1835(3)

このチラシについて
埼玉県産業労働部産業労働政策課
電話:048-830-3702(直通)